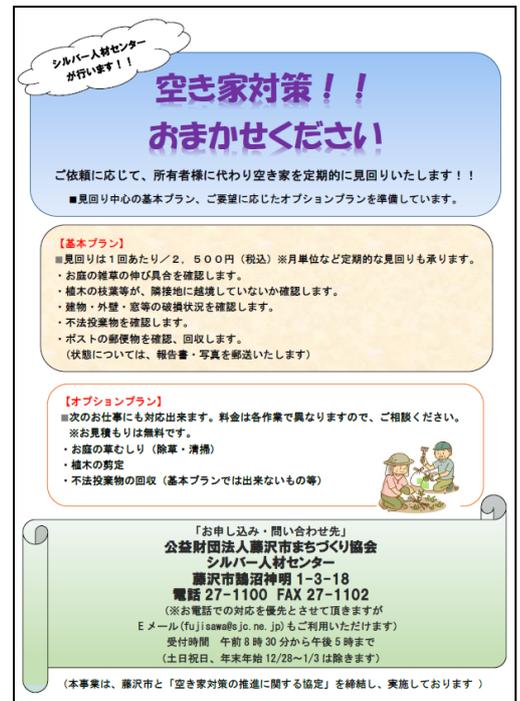


藤沢記者クラブ各位

～藤沢型地域包括ケアシステムの推進～関係団体等との新たな協定について
「空き家対策の推進に関する協定」

昨今、地域において空き家が増加しており、空き家が起因となるトラブルが発生していることから、社会的にも大きな問題となっており、そのため、空き家対策の推進を図り、地域の良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを目的に、公益財団法人藤沢市まちづくり協会と藤沢市で「空き家対策の推進に関する協定」を締結します。

- (1) 協定締結日
2019年（平成31年）3月22日（金）
※協定締結式は行いません。
- (2) 協定締結団体
公益財団法人藤沢市まちづくり協会
※事業は公益財団法人藤沢市まちづくり協会
シルバー人材センターが実施します。
- (3) 運用開始日
2019年（平成31年）4月1日（月）
- (4) 空き家対策の推進に関する協定書
別紙1のとおり
- (5) 周知用チラシ
別紙2のとおり
※公益財団法人藤沢市まちづくり協会シルバー人材センターが作成。



以上

*この資料に関する問い合わせ先



藤沢市役所
福祉健康部
地域包括ケアシステム推進室
担当：新井・榎澤
内線：3151・3281
直通：0466(50)3544

計画建築部
住宅政策課
担当：堀田・大熊
内線：4283
直通：0466(50)3541

シルバー人材センター
が行います！！

空き家対策！！ おまかせください！

ご依頼に応じて、所有者様に代わり空き家を定期的に見回りいたします！！

■見回り中心の基本プラン、ご要望に応じたオプションプランを準備しています。

【基本プラン】

- 見回りは1回あたり／2，500円（税込）※月単位など定期的な見回りも承ります。
 - ・お庭の雑草の伸び具合を確認します。
 - ・植木の枝葉等が、隣接地に越境していないか確認します。
 - ・建物・外壁・窓等の破損状況を確認します。
 - ・不法投棄物を確認します。
 - ・ポストの郵便物を確認、回収します。
- （状態については、報告書・写真を郵送いたします）

【オプションプラン】

- 次のお仕事にも対応出来ます。料金は各作業で異なりますので、ご相談ください。
- ※お見積もりは無料です。
- ・お庭の草むしり（除草・清掃）
- ・植木の剪定
- ・不法投棄物の回収（基本プランでは出来ないもの等）



「お申し込み・問い合わせ先」
公益財団法人藤沢市まちづくり協会
シルバー人材センター
藤沢市鵠沼神明 1-3-18
電話 27-1100 FAX 27-1102

（※お電話での対応を優先とさせていただきますが
 Eメール(fujisawa@sjc.ne.jp)もご利用いただけます）
 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
 （土日祝日、年末年始12/28～1/3は除きます）

（本事業は、藤沢市と「空き家対策の推進に関する協定」を締結し、実施しております）

空き家対策の推進に関する協定書

藤沢市（以下「甲」という。）と、公益財団法人藤沢市まちづくり協会（以下「乙」という。）は、空き家対策の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力することによって、空き家対策の推進を図り、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物又はこれに附随する工作物であって居住がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者又は管理者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は次の業務を行う。

- (1) 藤沢市内にある空き家の所有者等から、空き家の管理に関する相談を受けた場合には、乙が実施する業務の紹介を行うものとする。
- (2) 市の広報、ホームページその他の方法により、第4条に定める乙が行う業務について広報活動を行うものとする。
- (3) その他、この協定に基づき、乙が実施する空き家の適正管理に資すると認められる業務について、必要な支援を行うものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は次の業務を空き家の所有者等から受託し、シルバー人材センター会員に提供する。

- (1) 空き家の現状確認
- (2) 清掃
- (3) 除草、植木の剪定
- (4) その他、乙が受託できる一般作業

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、2019年(平成31年)4月1日から2020年(平成32年)3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第7条 本協定の履行に関して特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、本協定を変更又は解除することができるものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年(平成31年) 月 日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤 沢 市 長 鈴木 恒夫 印

乙 藤沢市円行二丁目3番地の17
公益財団法人藤沢市まちづくり協会
理 事 長 遠藤 主計 印